

法務省民二第2585号

平成23年11月7日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第31号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、平成23年11月7日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第49条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加える。

(2) 日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が提供する情報に基づき発行された電子証明書（司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第28条第2項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第26条第2項の規定により法務大臣が指定するものに限る。）

○ 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）の一部改正 新旧対照表（第49条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第49条（略） 2 規則第72条第3項の資格者代理人であることを証する情報は、次に掲げるものとする。 (1)（略） <u>(2) 日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が提供する情報に基づき発行された電子証明書（司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第28条第2項又は土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第26条第2項の規定により法務大臣が指定するものに限る。）</u> (3)（略） (4)（略） (5)（略） 3・4（略）</p>	<p>（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第49条（同左） 2 規則第72条第3項の資格者代理人であることを証する情報は、次に掲げるものとする。 (1)（同左） （新設） (2)（同左） (3)（同左） (4)（同左） 3・4 略</p>